

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
大田原市	湯津上地区 (新宿・片府田・品川地区)	令和2年2月22日	令和4年2月10日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	273 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	205 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	48.80 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	29.44 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	- ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	90 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

地区全体として、圃場整備済の農地について、水路が老朽化によって修理、補修が必要となってきた。また農地の区画も小さいので、出来れば区画を広くしたい意向がある。湿田のため、水稲以外の作物は難しい農地も存在する。新宿・片府田地区では、水路の修理、補修の補助金が年々減額されており、苦慮している。品川地区では、農地の分散化が見られ、水不足の箇所があり、世代交代が課題となっている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

新宿・片府田地区では、水路等の改修や補修については、引き続き改良区内で対応を検討していく。また、地区内に営農集団が存在しているので、引き続き農作業受託を継続させていく。地区内の担い手として、大きく集積している法人や個人の担い手において今後の集積・集約化に期待がかかる。併せて、地区内農地の新たな受け手として、後継者の育成とJA出資型法人組織との関わりについても検討していく。

品川地区では、今いる担い手と後継者等の今後の担い手に集積・集約化の期待がかかるので、世代交代も促進しながら進めていく。農地利用最適化推進委員会を中心に、後継者が期待できない経営体をカバーするための法人化・組織化による土地の集積・集約も検討し、地域一丸となって、協力体制を築き、担い手の育成に力を入れていく。また、多面的機能支払の対象地区となっているので、引き続き活動を継続させ、農地の保全に努めていく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

農地中間管理事業の取組方針

圃場整備済の農地について、担い手への集積・集約化へ向け農地中間管理事業を利用した貸借を推進していく。また、当該事業の対象外の農地についても、市農業公社を通じた貸借を推進していく。

組織化への取組方針

品川地区では、地区の農地の受け手となりえるよう法人化・組織化等を検討していく。

多面的機能支払の取組方針

品川地区では、耕作放棄地の発生防止、地域のコミュニティ及び景観の維持につなげていくためにも、当該活動を引き続き継続させていく。